

# よこはま 農委 だより



発行 / 横浜中央農業委員会・横浜南西部農業委員会



ぶどうの傘かけ作業中（瀬谷区瀬谷町）

- 農地の賃借料情報・事務処理状況 ● 農地等利用最適化の推進に関する意見の提出
- 農地利用状況調査の実施 ● 農業委員会事務局からのお知らせ ● 農地の手続 ● 農業者年金のご案内
- 農地造成の手続 ● 横浜市からのお知らせ ● 表紙写真インタビュー

## 農地法52条に基づく農地の賃借料情報

10a あたりの賃借料情報（円/年額）

		平均	最高額	最低額
中央	田	8,600	14,600	6,800
	畑	19,600	50,000	11,000
南西部	田	11,500	11,900	11,000
	畑	17,000	38,500	5,200

※令和4年中に利用権設定を行った賃借をもとに算出。100円未満は四捨五入。  
※別途、水利費等がかかる場合があります。

## 令和4年度事務処理状況

	耕作目的の 売買・賃借 3条許可	市街化調整 区域の転用 4・5条許可	市街化区域 の転用 4・5条届出	相続税納税猶予 ・適格者証明 (入口)	相続税納税猶予 ・利用状況確認 (20年明け)
中央	33件 40,807㎡	73件 55,204㎡	601件 304,577㎡	16件 82,512㎡	21件 101,165㎡
南西部	23件 105,672㎡	26件 26,778㎡	416件 251,089㎡	16件 78,711㎡	16件 113,295㎡

※令和4年度中に開催された総会での審議件数及び面積。

※市街化区域の転用4・5条届出については、令和4年度中に受理した件数及び面積。

# 農業委員会の活動紹介

## 農地等利用最適化の推進に関する意見を提出しました

都市の生活空間になくてはならない貴重な都市農地を保全し、横浜らしい都市農業を今後も継続していくため、それぞれの農業委員会で、農地等の利用の最適化の推進に関する意見として、「令和6年度税制改正要望」「令和6年度横浜市農業施策に関する意見」にとりまとめ、神奈川県農業会議と横浜市農業委員会連合会に提出しました。



南西部農業委員会での検討の様子

### ■県農業会議に提出した主な意見

- ・市民農園の区域内にトイレ・駐車場・搬出入スペースが設置できるようにすること
- ・地域の活性化につながる農産物直売所が農地に設置できるよう設置基準を設けること
- ・地産地消や食育に協力する農家に対して財政的支援を拡充すること

## 農地利用状況調査(農地パトロール)を実施します

農業委員会では、遊休農地の解消に向けて、毎年5月から11月に農地の利用状況を現地確認しています。調査の際、農地に立ち入る場合がありますので、ご協力をお願いします。

この調査で確認された遊休農地の所有者に対しては、利用の意向確認や農地の耕作の再開・貸付等の指導を行います。この機会に所有する農地の点検を行い、必要に応じて、草刈りなどの実施をお願いします。

### 調査(5~11月)

#### ■遊休農地の基準

- ・1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない
- ・周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている



### 利用意向調査

#### ■遊休農地の所有者に対して

- ①自ら耕作する
- ②農地中間管理事業を利用する
- ③誰かに貸し付ける等の意向を確認



各種制度を  
ご案内

## 農業委員会事務局からのお知らせ

### 【中央農業委員会】

事務局事務長	新任	わためき 綿貫	おさむ 理
事務局農地係長		ふじまき 藤巻	ひでのり 秀徳

### 【南西部農業委員会】

事務局事務長	さわだ 澤田	えつこ 悦子
事務局農地係長	こだか 小高	ひであき 英明

令和5年4月1日付けで、中央農業委員会事務局の事務長の異動（左表の「新任」マーク）がありましたので、お知らせします。引き続き、どうぞよろしくお願いたします。



# ちょっと待って！ 農地の変更は手続きが必要？

## ◇農地の売買・贈与、貸借など

農地を譲ったり貸したりする場合は、農業委員会の「許可」が必要です。家族間での贈与や市民農園の開設なども許可を受けてからの開設となります。

※農地の利用権を設定する方法もあります。

## ◇農地を転用する場合など

農地を資材置場や駐車場等の農地以外の用途に変更する場合には、許可申請や届出が必要になります。手続きを行わずにこれらを行うと農地法違反となり、原状回復等の措置を求められ、高額な費用が発生する場合があります。

※農地の土を搬出・搬入する場合も、農地の一時転用手続きが必要な場合があります。

## 「農地を買わせてほしい」という「話」に注意！

農地を買わせてほしいと頼まれ、「耕作していない農地だから大丈夫」と誰にも相談せず簡単に契約書にサインしてしまった結果、面倒なことになってしまうという事例が発生しています。

そんな話があった際は、トラブルに巻き込まれないよう相手の話を鵜呑みにせず、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局までお気軽にご相談ください。

## 農業者年金に加入しませんか

**農業者の方  
限定**



あなたも農業者年金に加入できるかも！

農業者年金は、農業者の方だけが加入できる年金です。

3つの  
メリット

- ◇女性に優しい
- ◇若年層に手厚く支援
- ◇税制面で大きな優遇

- 1 女性農業者の老後をしっかりとサポート
- 2 要件を満たせば保険料の一部に国庫補助
- 3 保険料の全額が社会保険料控除の対象

国民年金だけでなく、農業者年金にも加入して、老後の生活に備えませんか。

農業者年金の特徴	設定自由な保険料	月額2万円～6万7千円の間(35歳未満で一定の要件を満たす方は月額1万円から)で加入者が自由に選択でき、いつでも見直してできます。
	積立方式の終身年金	60歳～75歳の間から生涯受給でき、80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金が遺族に支給されます。
	税制面での優遇	支払保険料の全額が「社会保険料控除」の対象となり、将来受け取る年金も「公的年金等控除」が適用されます。

詳細は、農業者年金基金のホームページをご覧ください。 <https://www.nounen.go.jp>

## 農地造成をする場合は事前に手続きが必要な場合があります！

「農地造成」とは農地の生産性向上や利用促進を図る目的で、切土・盛土を伴う農地の形質の変更を行うことをいいます。横浜市では農地造成を行う場合、農業委員会が地域の営農状況への影響の確認や、切土・盛土を行う上での技術的な指導を行っております。

農地造成を行う場合は事前に農業委員会事務局にご相談ください。

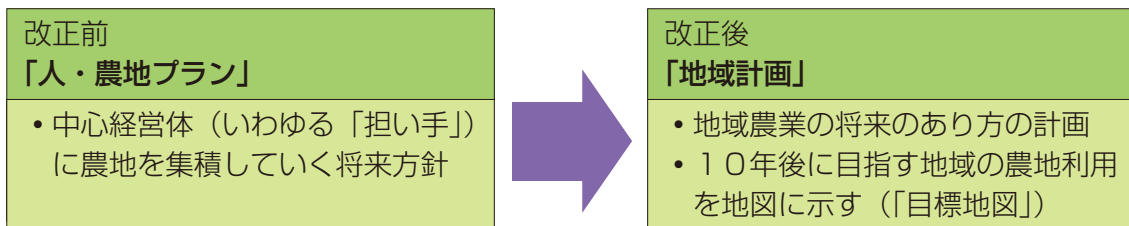


## 農業経営基盤強化促進法等が改正されました

令和4年5月20日に農業経営基盤強化促進法等改正法が成立し、令和5年4月1日に施行されましたので、法改正のあらましをご案内します。本市においても、今後、農業委員会と連携して法改正を踏まえた地域計画の策定などの対応を検討していきます。

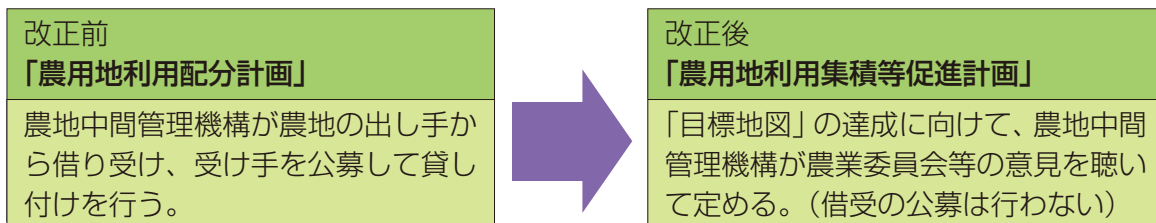
### ポイント1 「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化

- 「人・農地プラン」が「地域計画」と名称を変えて法定化されました。
- 「地域計画」の策定にあたって新たに10年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」を作成することとされ、「目標地図」の素案は、市町村の求めに応じて農業委員会が作成することとされました。



### ポイント2 農地中間管理機構の運用が見直されます

- 市町村が定める「農用地利用集積計画」と農地中間管理機構が定める「農用地利用配分計画」が統合し、「農用地利用集積等促進計画」に一本化されます。



問合せ：環境創造局 農政推進課 TEL 045-671-2726

## 神奈川県農業公社と神奈川県農業会議は合併しました

令和5年4月1日に、公益社団法人神奈川県農業公社（農地中間管理機構）と一般社団法人神奈川県農業会議（農業委員会ネットワーク機構）は合併し、公益社団法人神奈川県農業会議になりました。

- 新団体名 公益社団法人神奈川県農業会議  
（農地中間管理機構・農業委員会ネットワーク機構）
- 所在地 神奈川県横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル10階（合併前と同じ）

問合せ：公益社団法人 神奈川県農業会議 総務部 TEL 045-201-0895



### 表紙写真インタビュー（南西部農業委員会 高橋 功さん）

『浜ぶどう』の収穫に向けて、1房につくぶどうの粒数の最終確認をしているところです。粒が多くて形が悪くなっているところなどは粒を減らします。

写真の品種は、藤稔（ふじみのり）で1房30～35粒で調整作業をしながら傘かけをしているところです。